

議案第40号

逗子市いじめ問題調査委員会条例の制定について

逗子市いじめ問題調査委員会条例を次のように制定する。

令和3年9月6日提出

逗子市長 桐ヶ谷 覚

逗子市いじめ問題調査委員会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第14条第3項の規定に基づき、逗子市いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置し、その組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 調査委員会は、教育委員会の諮問に応じて、次に掲げる事項を審議し、その結果を答申する。

- (1) 法第28条第1項の重大事態についての調査を行うこと。
- (2) いじめの防止等（法第1条に規定するいじめの防止等をいう。）のための対策を実効的に行うために教育委員会が必要があると認める事項に関すること。

(組織)

第3条 調査委員会は、5人以内の委員で組織する。

- 2 調査委員会の委員は、法律、医療、心理、福祉、教育又は人権について知識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(委員長等)

第5条 調査委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、調査委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 調査委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 調査委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 調査委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(協力の要請)

第7条 委員長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 調査委員会の庶務は、学校教育課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、調査委員会の運営について必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年10月1日から施行する。

(招集の特例)

2 調査委員会の最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

(準備行為)

3 委員の委嘱のための手続その他必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(逗子市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 4 逗子市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年逗子市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中第59号を第60号とし、第58号の次に次の1号を加える。

(59) いじめ問題調査委員会委員

第2条第1項中「第58号」を「第59号」に改め、同条第2項中「前条第59号」を「前条第60号」に改める。

別表第1中「

総合的病院選考委員会委員	委員長	日額 23,000円
	委員	日額 22,000円

」を「

総合的病院選考委員会委員	委員長	日額 23,000円
	委員	日額 22,000円
いじめ問題調査委員会委員		日額 20,000円

」に改める。

(調整規定)

- 5 この条例及び逗子市いじめ問題再調査委員会条例（令和3年逗子市条例第 号。以下この項において「再調査委員会条例」という。）に同一の条例の規定についての改正規定がある場合において、当該改正規定が同一の日に施行されるときは、当該条例の規定は、この条例によってまず改正され、次いで再調査委員会条例によって改正されるものとする。

(提案理由)

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）に基づく逗子市いじめ防止基本方針の策定に当たり、制定の要あるため提案する。